

訪問介護サービス重要事項説明書

第1章 総 則

第1条（基本方針）

1. 地域福祉を豊かで住みやすくするために、介護サービスを提供することによって、福祉の増進とまちづくりを推進します。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
3. 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携します。

第2条（訪問介護サービスの目的）

利用者が要支援・要介護状態になった場合であっても、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる援助を行うことを目的として、訪問介護サービス全般を提供します。

第2章 法人案内

第3条（法人の概要）

- | | |
|----------|------------------------------|
| （1）法人名 | 特定非営利活動法人 e y e ² |
| （2）法人所在地 | 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号 |
| （3）電話番号 | 0597-23-3007 |
| （4）代表者氏名 | 湯浅 しおり |
| （5）設立 | 2000年12月 |

第4条（サービスを提供する事業所の概要）

事業所名	在宅ケアグループ あいあい
所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
電話番号	0597-23-3007
介護保険指定番号	2471000535
サービス提供地域	尾鷲市・紀北町

第5条（同事業所の職員体制）

令和6年10月1日現在

	資 格	常 勤		非常勤	計
管 理 者（サービス提供責任者・従事者兼務）	介護福祉士	1人		人	1人
サービス提供責任者（1名管理者・6名従事者と兼務）	介護福祉士	4人		2人	6人
事務職員		1人		人	1人
従 事 者	介護福祉士	4人		34人	38人
	ホームヘルパー2級修了者	人		5人	5人
	実務者研修修了者	人		2人	2人

第6条（サービス提供時間）

24時間 365日

第3章 サービス内容

第7条（身体介護）

介護保険法に基づく身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びにお客様の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助）を中心とする指定訪問介護を行います。（食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換・移動介助・着脱介助など）

第8条（生活援助）

介護保険法に基づく家事援助（買い物、調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者等に対して行われる援助）を中心とする指定訪問介護を行います。但し、ご家族用の調理、利用者以外の居室・庭等の掃除、ご家族分の洗濯は行うことができません。

第9条（通院等乗降介助）

介護保険法に基づく通院等のための車両への乗車又は降車の指定訪問介護を行います。（但し、要支援の方については介護保険法に基づきご利用はできません。また、片道のみのご利用はできません。）

第10条（サービス従事者）

本契約において「サービス従事者」とはホームヘルパー、保健婦、看護婦（士）等、あいあいが訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

2 前項において「ホームヘルパー」とは、介護福祉士及び訪問介護員養成研修1・2・3級課程修了者としてします。

3 サービスの提供に当たっては、あいあいが選任したホームヘルパーがサービスを行

います。利用者がホームヘルパーを指名することはできません。あいあいの都合によりホームヘルパーを交代することがあります。その場合、利用者及び家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- 4 利用者は、選任されたホームヘルパーの交代を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、あいあいに対してホームヘルパーの交代を申し出ることができます。
- 5 あいあいには、ホームヘルパーの交代により、お客様及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第 11 条（サービス従事者の禁止事項）

サービス従事者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ①利用者又は家族等からの金銭又は物品の授受
- ②利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ③飲酒及び喫煙
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第 4 章 利用料金

第 12 条（利用料）（自己負担 1 割の場合）

（１）利用料（通常時間帯 8：00～18：00）

特定事業所加算Ⅱ適用（下記は自己負担割合 1 割の場合）

	20 分未満	20 分～ 30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間～ 1 時間 30 分	1 時間 30 分以上
身体介護	1 7 9 円	2 6 8 円	4 2 6 円	6 2 4 円	$(567 \text{ 円} + m \times 82 \text{ 円}) \times 10\%$ （ m ：1 時間半から計算して 30 分を増すごとのきざみ数）
生活援助		20 分～ 45 分未満	45 分以上		
		1 9 7 円	2 4 2 円		
通院等乗降介助	1 0 7 円				

身体介護 中心型に 引き続い て行う生 活援助中 心型の訪 問介護の 所要時間		生活援助 20 分以 上 45 分未満	生活援助 45 分 以上 70 分未満	生活援助 70 分以 上	
	身体介護 20 分以 上 30 分未満	3 4 0 円	4 1 1 円	4 8 3 円	
	身体介護 30 分以 上 1 時間未満	4 9 7 円	5 6 9 円	6 4 0 円	
	身体介護 1 時間以 上 1 時間半未満	6 9 5 円	7 6 7 円	8 3 8 円	
	身体介護 1 時間半 以上 2 時間未満	7 8 5 円	8 5 7 円	9 2 8 円	以後 (567 円 + m × 82 円 + n × 65 円) × 10% (m : 身体介護 1 時間半から計算して 30 分 を増すごとのきざみ数) (n : 生活援助 20～45 分は 1 45～70 分は 2 70 分以上は 3)

◇上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

◇通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝 (6 : 0 0 ~ 8 : 0 0)	2 5 %
夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)	2 5 %
深夜 (2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0)	5 0 %

◇2 人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、利用者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

例えば、体重の重い方に対し入浴介助等を行う場合等。

◇ケアプランにない訪問介護サービスをご依頼され、ケアマネジャーが必要と認めたケアを緊急に行った場合、緊急時訪問介護加算として下記料金が加算されます。

緊急時訪問介護加算 1 0 0 円／回

◇新規に訪問介護計画を作成もしくは過去 2 ヶ月間利用がなくその後ケアを再開した場合、初回加算として下記料金が加算されます。

初回加算 2 0 0 円／月

◇同一建物減算 (サ高住のみ) 所定単位数 × 9 0 %

◇高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型

◇業務継続計画策定の有無：基準型

◇介護職員等処遇改善加算 I 1 ヶ月利用料合計の 2 4 . 5 % (内 1 割又は 2 割又は 3 割自己負担)

◇訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。

◇指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

◇通常事業実施地域を越える訪問については、実施地域を越えた地点から片道 1 k m ごと

に50円頂きます。

(上記の場合、ヘルパー活動費として30分につき600円いただきます。)

◇事業所にて金銭を預かる場合は、預り金管理費として一月当たり1,000円頂きます。

*介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。
ます。なお、加算が変更した場合は文書にてお知らせします。

第13条 (キャンセル料)

本契約の第7条に定める利用日のキャンセルの場合、以下に定めるキャンセル料をいただきます。但し24時間前までにご連絡をいただければ、キャンセル料はいただきません。

なお、キャンセル料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

サービス提供時間の24時間前までにご連絡をいただいた場合	無 料
それ以降	600円 (あいあいボランティア料金 30分と同額)

※但し、利用者の当日キャンセルが相次いだ場合、上記有料キャンセル料金を協議の上変更するものとします。

第14条 (お支払い方法)

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、あいあいが定める期日までにお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。

お支払い方法は現金支払い、もしくはあいあい指定する銀行口座への振込み、もしくはあいあい連携する銀行のお客様の指定口座より引落としとさせていただきます。

第5章 その他

第15条 (あいあい及びサービス従事者の義務)

1. あいあい及びサービス従事者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. あいあいは、サービス実施日において、ホームヘルパーによりお客様の体調・健康状態等の必要な事項について、利用者又は家族等から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。
3. あいあいは、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間は保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
4. あいあいは、訪問介護サービスの提供のために準備した備品等について、安全性をふまえて適切な管理を行うものとします。

5. あいあいには、訪問介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第16条（サービスの利用についての注意事項）

（1）訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は全てあいあいが行います。但し、あいあいには訪問介護サービスの実施に当たってお客様の事情・意向等に十分配慮します。

（2）ご承諾願うこと

訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

第17条（緊急時及び事故発生時の対応方法）

サービス提供中に容体の急変もしくは何らかの事故が発生した場合、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、市町村、居宅介護支援事業者などへ連絡し、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

- 2 あいあいには訪問介護サービスを行うにあたって、利用者が住み慣れた環境で安心して生活できるよう、緊急時における体制を整えることに努めます。

緊急時連絡先 0597-23-3007

対応可能時間 24時間

第18条（守秘義務）

あいあい及びサービス従事者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。

- 2 本条第1項に拘わらず、利用者に医療上必要性がある場合、利用者に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由により利用者又はその家族等の個人情報を用いる必要がある場合には、利用者の事前の同意を書面により得るものとします。

第19条（虐待防止）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者： 管理者 渡上 ひとみ

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第20条（衛生管理等）

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

第21条（業務継続計画の策定等）

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第22条（身体的拘束等）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第 23 条（ハラスメント等）

事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

第 24 条（サービスに対する相談・苦情）

- ・相談窓口：在宅ケアグループ あいあい

責任者：湯浅 しおり 担当者：訪問介護事業所 管理者

営業時間：24 時間

電話番号：0597-23-3007

- ・三重国民健康保険団体連合会苦情窓口

電話番号：059-222-4165

- ・紀北広域連合

電話番号：0597-35-0888

- ・各市町村窓口

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号

名称 在宅ケアグループあいあい

説明者氏名

私は、あいあいより訪問介護サービスについての「重要事項説明書」の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名

代筆者氏名

（続柄 ）